

山口県報

平成27年
1月6日
(火曜日)

目次

- 告示
河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………一
- 公告
農用地利用配分計画の認可の申請(農業振興課)……………一
換地計画書の縦覧(農村整備課)……………二
宅地建物取引業の免許の取消し(住宅課)……………二
- 雑報
県報の正誤(正誤(平成二十六年十一月二十八日山口県告示第三百九十二号))……………三



山口県告示第一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所山口支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 河川の名称
阿武川水系阿武川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十七年一月六日

- 三 廃川敷地等の位置
山口市阿東徳佐下字とびや一八番七
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 五七三・〇二平方メートル



(一) 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十七年一月六日から同月二十日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	所 在	面積 (平方メートル)
農事組合法人あいさいの里	柳井市日積三九六四	柳井市日積字鷹ノ巣一六八九の一ほか五筆	七、三〇三
農事組合法人おおさこ	伊陸九五二	伊陸字露重八五五の一ほか二筆	六、六二三
株式会社仁保農産	山口市仁保上郷一六	山口市仁保下郷字向田三六三六の三	一五二
中澤 美樹	佐山二四二	佐山字塩田一八九〇の一ほか一筆	四、〇六二
芳川 勲	長門市油谷蔵小田九一七	長門市油谷河原字一の西村一八五三ほか八筆	二二、四九八
石田 官	油谷向津具下四三八二	油谷向津具上字上ヶ一九八六ほか二筆	四、三八三
杉村共築士	油谷久富一一六	油谷久富字永石一〇六一ほか一五筆	三七、八一五

農事組合法人泉川	農事組合法人長州塩瀬農場	農事組合法人河原	農事組合法人浅井	農事組合法人アグリサポルト大津	農事組合法人かみおか	農事組合法人アグリファーム俵山	農事組合法人アグリテイツク俵山	農事組合法人三ヶ村	農事組合法人境川	農事組合法人みりの郷	農事組合法人木津ファームユニオン	農事組合法人二条窪	農事組合法人中小野の郷	農事組合法人あけぼの里	農事組合法人アグリ中央	有限会社長門アグリスト	中野 茂樹	荒田 三郎	國光 登
五の 一	の三	一	の 一	の 二	ク	ク	ク	六 ク	ク	ク	五 ク	ク	ク	ク	ク	の 二	の 一	〇 の 三 六	ク
ク 二二九	ク 油谷伊上三八七	ク 油谷河原一三九	ク 油谷伊上六一六	ク 六五四二	ク 日置中六二八九	ク 五六二二	ク 俵山六一四	ク 深川湯本三四六	ク 西深川四九一	ク 二一三三	ク 俵山一五〇九の	ク 三隅下九〇の一	ク 四八九二	ク 三隅上三三四七	ク 三隅中九七四	ク 西深川二六〇八	ク 日置上一五三四	ク 油谷河原一七五	ク 油谷角山五六七
筆一 二三六の 一 ほか 八七	田一 〇四五 ほか 九九筆	筆一 〇三一 の 一 ほか 一九	筆一 〇三二 の 一 ほか 二	筆一 一七四 の 一 ほか 二	筆一 二九七 の 二 ほか 一 三〇	ク 日置上 字竹田五	ク 俵山字 井領一六	田一 三三〇 ほか 一九筆	筆一 〇〇二 の 二 ほか 一 三	〇 二三 ほか 七四筆	筆一 〇〇五 の 五 ほか 一 三三	ク 三隅下 字三反田	筆一 三九四 の 一 ほか 一 四	ク 三隅上 字中河原	ク 二〇一 の 一 ほか 一 〇筆	ク 一五七 九の 一 ほか 三筆	ク 一五二 〇の 一 ほか 四筆	筆一 西村一 九一四 ほか 二筆	筆一 田一 七八の 三 ほか 一
二〇五、二一七	二三三、四二九	四三〇、八七九	八八、三六四	二九二、九一九	一九二、三一〇	二四〇、五四四	五八、六六〇	一六九、三三四	一七四、三五九	一一〇、三二〇	一七八、〇九七	四七、一三〇	三〇四、一〇五	一八三、八七〇	一八、四二八	四、九五八	六、八六三	七、九六八	五、〇〇三

二 申請年月日
平成二十六年十二月十五日

(二) 換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、周南市夜市北部地区（城山第一換地区）の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

周南市夜市北部地区（城山第一換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年一月七日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県周南農林事務所

(三) 宅地建物取引業の免許の取消し

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、次のとおり宅地建物取引業の免許を取り消しました。

平成二十七年一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許取消年月日
協和開発株式会社	形岡 厚生	周南市清水二丁目二番一〇号	山口県知事(自)第五二五号	平成二六、一一、一六

正 誤
平成二十六年十二月二十四日雑報（正誤（平成二十六年十一月二十八日山口県告示第
三百九十二号））



五	ページ
下	段
表中	箇所
周南土木建設事務所	誤
周南土木建設事務所	正

平成二十七年一月六日印刷
發行

發行
人所

山口
山口
県
知
事
庁